

## 栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、原油価格高騰の影響を受けた市内事業者に対し、その事業の用に供する燃料及び電気の購入に要する経費の一部を補助することにより、当該市内事業者の経営の安定を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和3年1月31日以前から、市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営む者であって、引き続き市内において事業を継続する意思を有するもの

(2) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律

第122号) 第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

- (2) 栃木市暴力団排除条例(平成23年栃木市条例第62号)第2条第1号に規定する暴力団又は役員等(法人にあつては理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体にあつては代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。)が同条第5号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者

- (3) 農業を主たる事業として営む者

- (4) 前3号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 燃料費 令和4年2月から同年4月までの間に購入した事業の用に供する燃料(ガソリン、灯油、軽油及び重油に限る。以下同じ。)の購入費

- (2) 電気料 令和4年2月から同年4月までの間に使用した事業の用に供する電気の使用料

2 前項の規定にかかわらず、市、国又は他の自治体から交付された補助金の交付の対象となった経費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を合算して得た額に2分の1を乗じて得た額(その額

に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。ただし、当該補助金の額が5万円未満の場合は、補助金を交付しない。

- (1) 燃料費 補助対象経費に係る燃料の購入量に1リットルにつき20円を乗じて得た額
- (2) 電気料 補助対象経費から令和3年2月から同年4月までの間に使用した事業の用に供する電気の使用料(以下「令和3年電気料」という。)を減じて得た額

2 補助金の交付は、1交付対象者に対し1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和4年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 中小企業者又は社会福祉法人であることを証する書類
- (2) 令和3年1月31日以前から、市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営んでいることを証する書類
- (3) 栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金の交付申請に係る誓約書(別記様式第2号)
- (4) 補助対象経費及び令和3年電気料の内訳が分かる書類
- (5) 補助対象経費及び令和3年電気料に係る領収書の写し
- (6) 市税の完納証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第7条 規則第9条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、次

に掲げるものとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(実績報告)

第8条 この補助金については、規則第10条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式第1号（第6条関係）

栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 栃木市長

栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

（申請者） 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話番号	
市内に有する 事業所の所在地	
事業開始年月日	年 月 日
令和4年電気料① （2月～4月）	円
令和3年電気料② （2月～4月）	円
電気料差引額③ （① - ②）	円
燃料費④ （令和4年2月～4月の燃 料の購入量の合計）× 20円/ℓ	円
補助金申請額 （（③+④）×1/2） ※1,000円未満切捨て ※上限30万円（5万円未 満は、対象外）	円
添付書類	

別記様式第2号（第6条関係）

栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金の交付申請に係る誓約書

栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金の交付を申請するに当たり、次の事項を誓約いたします。

- 1 栃木市原油価格高騰対策事業者支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する交付対象者の要件を満たしていること。
- 2 要綱第3条第2項第1号から第3号までのいずれにも該当しないこと。
- 3 今後も市内において事業を継続すること。

年 月 日

（宛先）栃木市長

誓約者 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

〔自署しない場合は、記名押印してください。  
法人の場合は、記名押印してください。〕